

入札説明書

「帯広畜産大学総合研究棟Ⅰ号館受変電設備改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月3日（火曜日）

2 発注者

国立大学法人北海道国立大学機構

理事長 長谷山 彰

3 工事概要等

(1) 工事名 帯広畜産大学総合研究棟Ⅰ号館受変電設備改修工事

(2) 工事場所 北海道帯広市稲田町西3線12番地 他（帯広畜産大学構内）

(3) 工事概要 別紙工事概要図のとおり。なお、別冊図面及び別冊仕様書は、下記6（4）⑦により交付する。

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで。

ただし、財政法の定めによる承認を得た後に令和9年3月25日（木）まで延長する予定である。

(5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ(<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札システム利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を理事長に対し、下記6（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

4 競争参加資格

(1) 北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和4年機構規程第80号）（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした令和7、8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）において、電気工事に係るA、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成22年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、受変電設備の新設又は改修の電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

① 2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・ 1級電気工事施工管理技士

・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、そ

の旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合親会社と子会社の関係にある場合。
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律225号)第2条第4号に規定する更生手続きが存続中の会社等又は再生会社(会社再生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する再生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)その構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (8) 北海道内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときに於ける当該有資格業者。
 - (ロ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときに於ける当該有資格業者。
 - (ハ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときに於ける当該有資格業者。
- (ニ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときに於ける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 担当部署

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学
担当部署名 管理課 施設管理室 施設企画・管理係
電話 0155-49-5262
FAX 0155-49-5272
e-mail skikaku@obihiro.ac.jp

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、理事長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することが出来る。この場合において、上記4(1)及び(3)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該認定を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することが出来ない。

- ① 提出期間：令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで(ただし、最終日の2月13日(金)は15時00分まで)
- ② 提出先：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：申請書および資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、理事長の承諾を得て紙入札とする場合は、上記5に示す提出先へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着)するものとする。

- (2) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

なお、①同種工事の施工実績、②配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引渡しが行われているものに限り記載すること。

- ① 同種工事の施工実績(別紙様式2・別紙1)

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料(契約書、平面図等の写し等)を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORIN

S)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 配置予定の技術者（別紙様式2・別紙2）

(イ) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等は同一の技術者の経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすものとする。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等。）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

(ロ) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については1者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年2月19日（木）までに電子入札システム（紙により申請した場合は紙）により通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 理事長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料の提出書類（別紙様式2（別紙1から2を含む。））は、以下に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・PDFファイル（必要に応じて保存形式を設定）
- ・Microsoft Word（必要に応じて保存形式を設定）
- ・Microsoft Excel（必要に応じて保存形式を設定）

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記（1）①の期間内に、上記5まで持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出すること。持参又は郵送の場合においても別紙様式2（別紙を含む。）については、書類とは別に、（イ）に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R1枚に保存し、提出すること。

持参、郵送又は電子メールで書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由。）

のみを電子入札システムにより送信すること。

- ・持参、郵送又は電子メールとする旨
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の頁数
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する年月日

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

- ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。
- ⑦ 見積を行うために必要な図面及び特記仕様書等の交付期間、場所及び方法
令和8年2月19日（木）から令和8年3月2日（月）まで
競争参加資格通知時に指定されるURLよりダウンロードするものとする。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和8年2月27日（金）17時00分
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）するものとする。
- (2) 理事長は、説明を求められたときは、令和8年3月6日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和8年2月3日（火）から令和8年2月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。電子入札システムによる提出は認めない。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおり帯広畜産大学調達情報（<https://www.obihiro.ac.jp/procurement-news>）により閲覧に供する。
期間：令和8年2月9日（月）から令和8年2月13日（金）まで

9 見積を行うために必要な図面等に対する質問

- (1) 見積を行うために必要な図面等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和8年2月19日（木）から令和8年2月24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。電子入札システムによる提出は認めない。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおり帯広畜産大学調達情報（<https://www.obihiro.ac.jp/procurement-news>）により閲覧に供する。
期間：令和8年2月26日（木）から令和8年3月2日（月）まで

10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時：令和8年2月26日（木）9時00分から令和8年3月2日（月）15時00分まで
- (2) 入札場所：上記5に同じ（電子入札システム）。
- (3) 開札日時：令和8年3月3日（火）10時00分

- (4) 開札場所：〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
帯広畜産大学 本部棟1階マルチルーム1（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、理事長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1.1 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記5に入札書を持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、入札の執行状況に応じこの回数を変更することがある。

1.2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上（特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）とする。

1.3 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、本学が公開する数量書（別紙「数量公開の説明書」を参照。）の項目に相当した数量、単価、金額等を明らかにし、材料費、労務費、本工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費）並びにその他本工事の施工のために必要な経費の内訳も明示すること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- ・PDFファイル
- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel

なお、ファイル容量は10MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく10MB以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について理事長（補助者を含む。）が説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が、次の各項に該当する場合については、競争参加者心得第31第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合

	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書が特定できない場合
	(6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 理事長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.4 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものと取り扱う。

1.5 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、理事長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1.6 落札者の決定方法

- (1) 契約事務取扱規程第15条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務取扱規程第30条第2項の規程に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規程第30条第3項に基づく調査（低入札価格調査）を行うものとする。調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等を速やかに提出するものとする。
- なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

1.7 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。ただし、低入札価格調査において資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合がある。また、この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

1 8 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 9 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

2 0 支払条件

請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

2 1 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険（共済その他これに準ずる機能を有するものを含む。）契約をするものとする。

2 2 再苦情申立て

理事長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内に理事長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

2 3 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

2 4 手続きにおける交渉の有無 無

2 5 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2 6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争参加者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争参加者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引替え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下、数量書という。）を参考資料（参考数量）として公開、交付する（別紙「数量公開の説明書」参照）。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、競争参加資格通知時に指定されるURLよりダウンロードするものとする。
- この数量書に対する質問がある場合は、次により提出するものとする。
- なお、入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
- また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- ① 提出期間：令和8年2月19日（木）から令和8年2月24日（火）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。電子入札システムによる提出は認めない。
 - ④ 回答書：数量書及び図面に対する質問書への回答は、次のとおり帯広畜産大学調達情報（<https://www.obihiro.ac.jp/procurement-news>）により閲覧に供する。
期間：令和8年2月26日（木）から令和8年3月2日（月）まで。
- (10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記5に連絡すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人北海道国立大学機構契約事務取扱規程第30条第2項に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、同規程第30条第3項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10 分の9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10 分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) （統一基準における）直接工事費の額に 10分の9.63 を乗じて得た額
- (2) （統一基準における）共通仮設費の額に 10分の9 を乗じて得た額
- (3) （統一基準における）現場管理費の額に 10分の9 を乗じて得た額
- (4) （統一基準における）一般管理費等の額に 10分の6.8 を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人北海道国立大学機構契約事務取扱規程第30条第3項の規定に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

数量公開の説明書

工事名：帯広畜産大学総合研究棟 I 号館受変電設備改修工事

1 数量公開とは

工事における数量公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を、入札参加者等に対し参考資料として公開、提供するものである。

2 提供する数量書について

数量公開にあたり提供する電子データは次のとおりである。

- ・「数量書」PDF 形式

3 数量の取扱いについて

数量書は、発注者の工事に関する積算の透明性、客観性、妥当性の確保とともに、入札参加者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化に資するために公開、提供するものであり、北海道国立大学機構工事請負契約基準第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

4 数量書について

(1) 数量書の内容及び公開範囲

数量書は、予定価格のもととなる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、工事費内訳書において、数量を一式としている項目の数量を記載した明細書についても、同様の扱いとする。

ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した明細書については除くものとする。

(2) 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（統一基準）

(3) 数量書の数量

数量書における数量は、次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築設備数量積算基準（統一基準）

(4) 数量書の共通費積算

数量書における共通費積算は、次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築工事積算基準（統一基準）

5 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対して意見がある場合においては、入札説明書の「2.6 その他（9）」に従い質問書を提出すること。ただし、入札説明書等に対する質問書とは区別した質問書とすること。

なお、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、入札説明書の「2.6 その他（9）④」に従い閲覧に供する。

別紙様式1

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 帯広畜産大学総合研究棟 I 号館受変電設備改修工事
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件であります。今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰 殿

令和 年 月 日

住 所
会 社 名 等
代表者氏名

別紙様式2

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年2月3日付けで公告のありました「帯広畜産大学総合研究棟 I 号館受変電設備改修工事」に係る一般競争入札について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の1から6について誓約します。

1. 国立大学法人北海道国立大学機構契約事務取扱規程(令和4年機構規程第80号)第3条及び第4条の規定に該当する者ではないこと。
2. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)でないこと。
3. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
4. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

- 1 入札説明書 記6(2)①から②に定める内容を記載した書面(別紙1～別紙2)
- 2 上記を証明する契約書(CORINS)、施工図面、資格者証等の写し

注) なお、返信用封筒として、表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)の切手を貼った長3封筒を申請書とあわせて提出してください。ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

別紙様式2・別紙1

同種工事の施工実績

(帯広畜産大学総合研究棟 I 号館受変電設備改修工事)

会社名: _____

同種工事の判断基準		平成22年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、受変電設備の新設又は改修の電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
工事名称等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(円)
	工期	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体(出資比率 %)
工事概要	構造	
	建物用途	
	工事内容	
CORINS 登録の有無		有(CORINS 登録番号)・無

注1 経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち1者が上記に掲げる施工実績を有すること。

注2 同種工事の施工実績については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

また、併せて工事の施工実績として記載した工事に係る契約書(一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINS の記載部分の写し)及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

別紙様式2・別紙2-1

(単体有資格業者・経常建設共同企業体のいずれか一者)

配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験

(帯広畜産大学総合研究棟 I 号館受変電設備改修工事)

会社名: _____

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

氏名	主任技術者・監理技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許	(例)1級建築施工管理技士(取得年、登録番号) 監理技術者(交付年、交付番号及び登録会社) 監理技術者講習(修了年、修了証番号)	
同種工事の判断基準	平成22年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、受変電設備の新設又は改修の電気設備工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)	
工事経験の概要	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(円)
	工期	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
	従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者・その他()
	構造・階数	
	工事内容	(例)○○中学校校舎 1,500 m ² の新築工事
	CORINS への登録	有(CORINS 登録番号○○)・無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例)本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注2 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる、監理技術者証の写し又は健康保険被保険者証の写し(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。)等を添付すること。

注3 配置予定技術者の同種工事の経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡し完了しているものに限り記載すること。

また、併せて工事の施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料(一般財団法人日本建築情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINS の記載部分の写し)及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

注4 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

別紙様式2・別紙2-2

(経常建設共同企業体のいずれか一者以外の者)

配置予定技術者の資格

(帯広畜産大学総合研究棟 I 号館受変電設備改修工事)

会社名： _____

氏名	主任技術者・監理技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許	(例)技術士(取得年、部門及び科目) 監理技術者(交付年、交付番号及び登録会社) 監理技術者講習(修了年、修了証番号)	
申請時における 他工事の従事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者 等
	本工事と重複する場合 の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注2 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無を確認できる、監理技術者証の写し又は健康保険被保険者証の写し(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。)等を添付すること。

注3 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。